

(次期)北九州市障害者支援計画のあり方懇話会 第2回第三部会

(会議要旨)

日 時	平成29年8月21日(月) 18:00~20:00
場 所	市庁舎 3階 大集会室
出席構成員 (12名)	◆(次期)北九州市障害者支援計画のあり方懇話会構成員 磯田部会員、今村構成員、大澤部会員、北田部会員、高橋構成員、 田原構成員、林部会員、民田構成員、森(聖子)構成員、 森(雄二)構成員
欠席構成員 (1名)	河原構成員
事務局 及び関係課	【保健福祉局障害福祉部】 障害福祉部長、障害福祉企画課長、障害者支援課長、発達障害担当課 長ほか 【関係課】 保健福祉局人権文化推進課長、地域福祉推進課長、教育委員会指導第 一課長、企画調整課長、危機管理室災害対策担当課長、防災企画担当課 長、総務局職員研修所長、情報政策課長、市民文化スポーツ局安全・安 心都市整備課長、子ども家庭局子ども総合センター次長、建築都市局都 市計画課長、建築指導課長、建築課長、交通局営業推進課長、市議会事 務局総務課長、政策調査課長ほか
次 第	1 開会 2 意見交換 (1) 「(次期)北九州市障害者支援計画」の「基本的な施策」 3 閉会

会 議 経 過	
発言者	発 言 要 旨
事務局	<p>ただ今から（次期）北九州市障害者支援計画のあり方懇話会 第2回第三部会を開催する。</p> <p>配布資料確認</p> <p>次に会議出席者の確認を行う。</p> <p>本日の会議出席者は、資料のとおり13名のうち1名欠席のため、12名の構成員に出席いただいている。</p> <p>それでは早速であるが、議事に入らせていただく。</p> <p>この後の会議の進行は部会長にお願いする。</p>
部会長	<p>それでは次第に沿って進めてまいりますので、皆さまにはご協力をお願いします。</p> <p>前回の第1回第三部会では基本目標のⅢを達成するために設定された7～11番の各分野における「施策の方向性」について、まずご意見をいただいたところである。今回は前回の「施策の方向性」から更に踏み込んだ「基本的な施策」について、構成員や部会員の皆様方からご意見をいただき、活発な議論ができればと思う。かなり大枠な話になると思うが、皆様のご意見を整理していければと思うので、ご協力をお願いしたい。</p> <p>まずは事務局から「基本的な施策」について、設定の考え方や主な内容についての説明をお願いします。</p>
企画調整係長	<p>事務局説明</p> <p>資料1 「(次期)北九州市障害者支援計画」の体系(案)、</p> <p>資料2 (次期)北九州市障害者支援計画の「基本的な施策」の設定に 当っての考え方【全部会共通】、</p> <p>資料3 (次期)北九州市障害者支援計画「基本的な施策」のポイント (第三部会)</p> <p>資料4 (次期)北九州市障害者支援計画の「基本的な施策」(案) について説明。</p>
部会長	<p>かなり膨大な量ではあったが、今ご説明いただいた分野7～11の詳細の内容等、「施策の方向性」から踏み込んだ「基本的な施策」について、ここから皆様方のご意見をいただく。</p> <p>先程、事務局から少し話があったが、ご意見等いただく時には分野の番号・所在を加えていただくと話が深く展開できるかと思うので、お願いしたい。</p> <p>今、事務局から説明があったことについて、まずは全体的に確認がしたいことがあればご発言いただきたいと思います。</p>

<p>部会員</p>	<p>【7-（1）-3について】（1ページ） すこやか住宅については混乱しやすいと思うが、市営住宅のことと理解してよいのか。すこやか改善とすこやか改修と、よく似た名前の制度が2つあり、すこやか改善のことであれば、文面からすると市営住宅の話と読んだが、念のため確認したい。</p> <p>【7-（2）-3について】（2ページ） リフトバスとあるが、これまでは確かに「しろはと号」という市のリフトバスが障害者の社会参加に役立っているが、このリフトバスが「しろはと号」の話であれば、公共交通として取り扱って良いのか。もう今の時代は、一部の限られた区間だけを市が運営するリフトバスで運行する時代ではなく、公共交通機関である一般のバス会社がリフトバスを導入し、路線バスとして運行するべきであると思う。ここに書かれているリフトバスとは何かというところが確認したい。</p>
<p>建築都市局 住宅計画課 民間住宅係 長</p>	<p>すこやか住宅に関しては、市営住宅もすこやか仕様のものがあるが、一般的に普通の住宅でご高齢の方や障害をもたれた方にとって暮らしやすい、すこやか仕様の住宅の普及促進については平成6年頃から北九州市で取り組んでいる。今後も市営住宅・公営住宅に限らず一般の住宅においてもバリアフリー化を進める「すこやか住宅」の普及・促進に努めて参りたいという意図でここに書かせていただいている。</p>
<p>建築都市局 住宅管理課 長</p>	<p>7-（1）-1については、市営住宅のことと認識いただきたい。 7-（1）-3については、先程、住宅計画課がご説明したとおり、一般住宅についてのことだをご理解いただきたい。</p>
<p>部会員</p>	<p>【7-（1）-3について】（1ページ） 民間住宅をすこやか仕様にする場合は、補助は出るのか。</p>
<p>民間住宅係 長</p>	<p>すこやか住宅の改造助成が出る。</p>
<p>部会員</p>	<p>個人に対して出るのか。</p>
<p>民間住宅係 長</p>	<p>個人が対象であるが、所得要件等がある。要件を満たされた方の住宅改修に関して改造助成が出る制度となっている。</p>
<p>部会長</p>	<p>リフトバスについて、事務局から説明いただきたい。</p>
<p>発達障害担 当課長</p>	<p>全体的に資料のまとめ方について言えることであるが、「施策の方向性」の各項目に係る内容を文章として、いろいろな事業をまとめた形で表現をしており、「基本的な施策」が一つ一つの事業と1対1でリンクするという構成にはなっていない。そのため、先程のすこやか住宅の話のように、どの事業を指しているのかというのは分かりにくいところがあると思う。市では「しろはと号」を以前から運行しているが、公共交通における配慮</p>

	<p>ということでは、市のリフトバスだけではなく、もちろん民間も含めた色々なバスの工夫や、他の公共交通機関も含めて工夫をしているので、公共交通機関全体を含めてこの文章で表現すべきと思っている。他の所管課も関係するので、表現については今後皆様のご意見を聞きながら工夫をしていきたい。</p>
部会長	<p>今日は、今後の方向性ということで、大枠で考えていくという方針であり、大枠に係る意見交換ができればと思っているのでご承知おきいただきたい。</p> <p>他に何か確認することはないか。</p>
部会員	<p>【7－（１）－１について】（１ページ）</p> <p>市営住宅を新しく整備する場合は、バリアフリーに対応すると書いてあるが、例えば警報装置などが一般の住宅にはあると思う。聴覚障害者の場合は普通の警報装置ではなく、聴覚障害者に対応したサービスとして付けていただきたい。</p>
部会長	<p>ご意見として承る。</p> <p>他に確認をするところはないか。</p>
構成員	<p>前回の第1回部会の時に色々な意見が出たが、それと今回の会議は全く繋がっていないのか。その点についての資料が見当たらない。</p> <p>具体的に言うと、前回、意見があった住宅に入居する際の保証人の問題などについて、資料が見当たらない。</p>
企画調整係長	<p>今回お示ししている「基本的な施策」は、前回の「施策の方向性」について、こういう取り組みをしていきたいという大枠を示したものとなっている。例えば住居に係る促進をしていくという文言の中に個別の事業が含まれていくような形になるので、1つ1つの事業が必ずしも文章の中に全て単語として表れるものではない。ご指摘いただいた内容がなくなっているということでは決してないことをご理解いただきたい。</p>
部会長	<p>では、分野ごとに意見交換をしていきたいと思う。繰り返しになるが大きな方向性としての考え方であるので、一つ一つの個別の事業ということではなく、大枠について意見交換ができればと思っている。</p> <p>また、一つご発言をいただいた後、もし関連することがあったらその場で構成員の間で意見交換ができればと思っている。私から振ることもあるかもしれないが、ご意見があればここでご発言いただければと思う。</p> <p>まずは分野7についてご意見はないか。</p>
部会員	<p>福岡県福祉のまちづくり条例に基づくという言葉がよく出てくるが、この福岡県のまちづくり条例は平成19年から改正されていない。例えば、福岡市のまちづくり条例であれば、バリアフリー法が改正された年と同じ平成26年に改正されているが、県のまちづくり条例はあまり改正されて</p>

	<p>いない。今後、十分な議論が必要な部分だと思うが、本気で県に条例の改正を申し込むのか、北九州市の要綱を作り直すのかということをやっているか、と厳しいと思っている。</p>
部会長	<p>今の意見について事務局から何かないか。</p>
建築都市局 建築指導課 長	<p>福岡県のまちづくり条例については、大きな改正は確かに行われていないが、少しずつ時代に即した改正はされており、最終改定は平成24年度にあった。ただし大きくは変わっていない。もちろんバリアフリー法も少しずつ改定されており、このまちづくり条例についても、時代に合わないところは、市町村と県で協議を重ねながら、現代の建物に合うような形の改正を、少しずつではあるが進めているところだと聞いている。</p>
部会員	<p>県の条例を基本にしていたら10年くらい遅れてしまう。建物は30年も50年も使うものなので、やはり国の法改正された最新基準を何とか取り入れてもらいたい。</p>
部会長	<p>意見としてお受けしたいと思う。このまちづくり条例に関して他の構成員・部会員の方から他に意見はあるか。</p>
構成員	<p>これは市の計画なので、市営住宅を対象にバリアフリーなどの部分を書いてあるが、たぶん市内の住居の中では、市営住宅は一部の割合で、大半は民間や県営、UR等だと思う。そういったところへのバリアフリーの働きかけについて、計画の中に盛り込まなくてよいのか。</p>
部会長	<p>そういったこともまちづくりの中で行う必要があるのではないかと、というご意見であったが、事務局から答えるのは難しいかと思う。ご意見としてお受けする。</p> <p>他に何か、分野7についてご意見はあるか。</p>
構成員	<p>移動支援についてであるが、最近、駅の無人化によって電車に乗れなくなった人や、路線バスが減っていて利用できない人が出てきている。特に私たち視覚障害者は車の運転ができないので、タクシー等を利用することも多い。そういった人のためにタクシー料金の助成制度はあるが、やはり料金の助成制度だけではなく、公共交通機関が使えない時、特にアレアス（障害者スポーツセンター）の場合、モノレールの駅からは遠く、バスの本数も少ないため、行くことが非常に困難である。シャトルバス等の移動手段について、北九州市独自のものを考えて欲しい。</p> <p>またタクシー会社については、対応が全体的に非常に良くないので、そういうところの啓発や研修について計画に入れて欲しい。</p>
部会長	<p>今の施策以上にそういったサービスを北九州市独自で行って欲しいということで、ご意見として承る。</p> <p>この件について他の構成員から何かご意見はあるか。</p>

<p>構成員</p>	<p>先ほどの件になるが、やはり住まいや移動、まちづくりというのは生活の基本的なことになるので、先程、部会員からも言われたように、条例などについて、古い情報を取ってしまうと、それがまたすぐ何年か後にはやり変えないといけない状態というような危険性もあるので、極力最新のものに合わせたものにしてもらいたい。</p>
<p>部会長</p>	<p>色々と制度や施策は新しく変わってきているので、事務局にはそれを取り込みながら検討していってもらえたらと思う。</p> <p>【7-（1）-2について】（1ページ）</p> <p>私が少し考えたのは、空き家への入居が困難であるという問題については、当然ながらこの会議は障害者支援計画に係る会議であり障害者が対象であるが、例えば高齢者やシングルマザーなど、他にも色々困っている方がいるので、そういった点も総合的に考えていく必要があるのではないかと思った。ある意味で横断的に、障害者だけでなく高齢者等についても、市は踏まえていただければと思う。</p> <p>他に空き家について等、ご意見あるか。</p>
<p>構成員</p>	<p>空き家の件ではないが、先程、部会員からあった意見の中で、「バリアフリー対応」という言葉の意味するところがやはりそれぞれの障害のある人ごとに違うのではないかと思った。言葉に捉われすぎると一人一人考えていることが違うということになり、計画は対応できていないというようなことになるのではないかと思う。広く対応するというような意味合いを明文化しておかなければいけないのかなと思う。</p>
<p>部会長</p>	<p>ご意見として承る。それぞれの障害に対応出来る様なバリアフリーという考え方を踏まえていただきたいということであった。</p> <p>これまで、アクセシビリティのことや、障害者に配慮した総合的なまちづくりで条例の問題に係るご意見をいただいたが、分野7について他にご意見等ないか。</p>
<p>構成員、 部会員</p>	<p>（意見等なし）</p>
<p>部会長</p>	<p>またご意見があれば後ほどお伺いする。</p> <p>では、次の分野8情報のアクセシビリティの向上について、意思疎通支援の充実に係る「施策の方向性」が4つ示されているが、これについて何かご意見があればお願いをしたい。</p> <p>構成員から、情報アクセシビリティについて、障害者に配慮した情報の提供の充実等に関して、何かご意見等あればお願いしたい。</p>
<p>構成員</p>	<p>やはり視覚障害というのは情報障害と言われるように、目からの情報が80%と言われる中では、本当に情報の障害があると感じている。今日の資料を点字で読むこともなかなか大変であるが、私たち視覚障害者の中でも情報格差が出てきている。パソコンなどのIT機器を使えない人もまだ</p>

	<p>まだ多くいるので、そういった人に対する情報提供の方法を考えてもらいたい。</p>
部会長	<p>部会員、今の点について何かご意見はないか。</p>
部会員	<p>特にパソコンの場合、高齢者や、文字が苦手な聴覚障害者など、使うことが難しい人がたくさんいるので、IT機器での情報提供ばかりを先に進めると、その人たちが取り残される心配がある。そういう人たちに対する配慮も考えて欲しい。</p>
部会長	<p>ご意見として承る。他にご意見等ないか。</p>
部会員	<p>【8－(3)－4について】(6ページ) 自分の子どもが自閉症という障害を持っている。私は北九州市手をつなぐ育成会にも籍をおいており、昨年も北九州市にこの事業の充実について要望を出し、とても前向きな回答をもらった。この事業を利用するにあたっては厳しい要件が結構あるが、その時はそれを少し緩和するという方向性を示してもらってすごく喜んだ。しかし今年の福祉ガイドにはそれが何も反映されていなかった。昨年と同じ様な文言が出ており、せっかく前向きな回答をもらったが、変わっていない福祉ガイドの文章を見ても、それを利用しようとか、窓口相談に行き尋ねてみようだとか、そういう思いにはならないと思った。資料の説明内容を変えるということはとても難しいこととは思いますが、やはり当事者にとって福祉ガイドというのはすごくバイブル的なものになっているのではないかと思うので、その時にももらった回答を記載して欲しかった。</p>
部会長	<p>ご意見として承りたいと思う。他にご意見はあるか。</p>
部会員	<p>【8－(1)－2について】(5ページ) パソコンボランティアの方はパソコンには詳しいが、障害のことにも詳しい人は徐々に減ってきている。パソコン利用に係る支援をしてくれる機関をいくつか知っているが、そういう機関のネットワーク化を積極的に行なって欲しい。</p>
部会長	<p>これからはパソコンの使い方を教えてもらうボランティアに障害のこともしっかり理解してもらいたいという意味合いでよいか。</p>
部会員	<p>療育センターや福祉用具プラザ、障害福祉センター等、意思伝達装置の支援に特化しているところがいくつかあるが、そういったところの連携が取れていないような気がする。だから開発企業も巻き込むような形で障害者のパソコン支援のネットワークを作ってもらいたい。</p>
部会長	<p>その他にご意見等あるか。</p>

<p>構成員、 部会員</p>	<p>(意見等なし)</p>
<p>部会長</p>	<p>何かあればまた後ほどでもお受けしたいと思う。 次に参りたい。分野9 安心・安全の実現(防犯、防災、消費者保護)の防犯対策、防災対策、消費者トラブルについて何かご意見等あるか。</p>
<p>構成員</p>	<p>【9-(1)-5について】(9ページ) 「一般的な避難所での生活が困難な要配慮者のために、特別な配慮がなされた避難所として、「福祉避難所」の確保に継続して取り組みます」と書いてあるが、例えば土砂災害があつて、地域ごと流されたりした場合に、誰が要配慮者なのか把握しているのか。また、要配慮者をどうやって福祉避難所に連れて行くのか。</p>
<p>部会長</p>	<p>事務局から福祉避難所について説明をお願いする。</p>
<p>地域福祉推 進課長</p>	<p>まず、災害が起きたら市民センターや小中学校の体育館等の予定避難所に避難していただき、そこでの生活が難しいといった方々(要配慮者)のために福祉避難所を二次的な避難所として開設するといった流れで考えている。ただ、福祉避難所への移動となると、福祉避難所を運営する施設側が対応できるのであれば迎えに来ていただくこともあるかもしれないが、施設側も入所者等がいらっしゃるの、なかなか難しいかもしれない。その時はご自身や支援者の力を借りていただいで行っていただくこともあるかと思う。いずれにしても具体的な災害の状況や要配慮者の状況に応じて、その時々への対応になるかと思う。</p>
<p>部会長</p>	<p>他にご意見等ないか。</p>
<p>部会員</p>	<p>福祉避難所に行く前に、緊急災害が起こった時の対応について質問したい。聴覚障害者の方で、テレビのテロップで避難指示や避難勧告があつた時に、自分の家の近くの市民センターに避難した方がいた。そこにあつたテレビは字幕が出ないもので、大事なものを持ってきなさいと言われていたのだけれど、言われていることが分からなかったようである。また、一度家に帰ってから福祉避難所へ避難するという説明に違和感があつたと聞いている。福祉避難所についてもっと教えて欲しいと思う。次に災害が起こって、聴覚障害者が避難することになった時は、そういったことに対応してもらえるのか。 繰り返しになるが、災害が起きて市民センターに避難した場合、そこにあるテレビには字幕が出ないので、自宅よりもむしろ避難した場所で情報が掴めないことがある。毛布を持ってきたほうがいいのか、毛布をもらえるのか、そういう情報すら分からない状況があるので、その点を考慮して頂きたい。また、毛布は自分で持ってくるように言われたのでびっくりしたということがある。福祉避難所もどこにあるかわからないので、教えて欲しい。</p>

部会長	事務局から説明は可能か。
危機管理室 災害対策担 当課長	<p>福祉避難所と言われたが、市民センターでのテレビの字幕のことや、毛布のことについて言われたので、一般の避難所のことになるかと思うのでこちらからお答えする。</p> <p>先ほど、保健福祉局地域福祉推進課長からも説明があったが、福祉避難所と一般の避難所は別のものであり、災害発生時には、まず一旦は対象者全員に一般の避難所に避難していただく。それから一般の避難所での避難生活が困難である要配慮者の方について、福祉避難所に移っていただくという流れになる。</p> <p>現在、「高齢者等避難開始」が発生した時には、市民センター等を中心に一般の避難所として開設する。その中で、一般の避難所である市民センターの一部には毛布があるところもあるが、避難者全員に充足する毛布がないので、避難する際に自宅から毛布やタオルケット等を持ってきていただければと思う。テレビのテロップについては、こちらの方ではどうすることもできないが、ご不自由があれば一般の避難所には市の職員がいるので、筆談で知りたい情報をメモしていただければ、情報をお知らせすることができると思う。</p>
部会員	<p>先日、大雨災害があった時に、小倉南区で川があふれ近くの市民センターに避難した聴覚障害者の方から落ち着いたあとにクレームがあった。避難所のテレビは昔のアナログテレビで、また職員から、聞こえない人は自分の家から毛布を持ってくるよう言われ驚いたという報告があった。避難所ではそういう対応しかできないのかと言われて私も驚いた。どういう対応をしたら良いか分からなかったのかもしれないが、これからはそのような失礼なことがないように注意して欲しい。</p>
部会長	<p>意見として承りたい。 他にご意見等ないか。</p>
部会員	<p>【9－（１）－7について】（9ページ） 土砂災害警戒区域内とあるが、個人の場合は特別警戒区域内であっても計画の対象にならないと言われたが、施設の場合は警戒区域であっても支援の対象となるのかを確認したい。</p> <p>【9－（１）－3について】（8ページ） 避難行動要支援者名簿であるが、2段階あるのではないかと考えている。警戒区域と障害や介護度を兼ね合わせた人たちをピックアップして避難計画を立てる話として読んでいるが、危ない地域に指定されたところではないとピックアップされないということに対して、説明会では希望する人は名簿に加えると聞いている。このことは障害者側からするとあまり周知されていないような気がする。この名簿に入るということは本人の合意が取れているということが前提なので、自発的に避難計画に盛り込んでもらいたいと希望する人は名簿に入れて欲しい。特別警戒区域以外の方が参加できる名簿になるかどうか、それをぜひ力を入れて検討してもらいたい。</p>

<p>危機管理室 災害対策担 当課長</p>	<p>今、言われた避難行動要支援者については、まず身体要件があり、要介護3以上の要介護認定者や、身体障害者手帳の交付を受けている方、療育手帳を交付されている方などが対象となっている。</p> <p>次に、地理的要件が土砂災害特別警戒区域、つまり雨などが降ったら最も危険なところにお住まいの方をまずは対象としようと考えている。今、その区域外の方でも入れられないのかと言われていたが、この点については、区域外の方でも自治会等から「この方は不安だから名簿に載せて欲しい」と申し出ていただければ、追加で記入することはできる。</p> <p>先程9－(1)－7についてご質問があったが、浸水想定区域と土砂災害警戒区域に建っている要配慮者施設について、その施設の避難計画を作ることが法律で定められた(平成29年6月)ところであり、今から作っていく段階にあるということをご理解いただければと思う。</p>
<p>部会員</p>	<p>区域外の方も希望を出せば名簿に追加できるという話は、あまり広報がされていない。自分は心配だから名簿に載せて欲しいという人もいるし、それが地域との繋がりのきっかけとなるかもしれないので、積極的に広報をしてもらいたい。計画を立てなければいけない人数が増えるという事は大変と思うが、ここで地域と繋がることのできる可能性があるのでは、手を挙げてくるのを待つだけではなく、自分もそういう名簿に載せて欲しいという人が、手を上げられるような広報を是非お願いしたい。</p>
<p>危機管理室 災害対策担 当課長</p>	<p>今、広報をしっかりとせよというお話があったが、災害時における要配慮者の避難については私どもも本当に重要な課題であると思っているので、今後も引き続き広報をしっかりと行っていきたい。</p>
<p>部会長</p>	<p>他にご意見等ないか。</p>
<p>構成員</p>	<p>【9－(1)－5について】(9ページ)</p> <p>「一般的な避難所での生活が困難な要配慮者のために」とあるが、緊急時は一般的な避難所に逃げるといった広報が少ないのではないかなと思う。また、一般市民の皆さんも含めて対象者は全て市民センターに逃げることになるので、そこで一緒に避難生活を送ることによって、分野11の障害者理解の促進というところに繋がっていくのではないかなと思う。</p> <p>【9－(3)－3について】(10ページ)</p> <p>「障害のある人の特性に配慮した消費生活相談体制の整備を図ります」とあるが、この内容は今までもあったのか。私が今まで見落としていたのかもしれないが、とても良いと思う。障害のある人の特性に配慮した相談対応をしないと、障害のある方たちの消費者トラブルの防止ができないと思うので、この内容を入れたことはとてもよいと思う。</p>
<p>部会長</p>	<p>この件について他の構成員、部会員からご意見はあるか。</p>
<p>部会員</p>	<p>消費トラブルというものがどんなことかピンとこないと思う。携帯電話の乗り換え・キャッシュバック等のキャンペーンに釣られて重複契約をす</p>

	<p>るといような事が起きやすい時代なので、障害特性による消費トラブルというものを少し洗い出して、例えばこんなこととということをリーフレット化したらもっとトラブルから救えるかと思う。</p>
<p>部会長</p>	<p>今の段階で構わないので、この点について担当の部署からお答えが可能であればお願いしたい。</p>
<p>消費生活センター 消費生活係長</p>	<p>障害者理解のための研修については、相談員に研修施設での研修を受けさせたり、消費生活センター内でも月に1回は相談員に対する研修を行っているが、その中のメニューに盛り込んでいる。今後も定期的に研修を行っていききたい。</p>
<p>部会長</p>	<p>では分野10に参りたいと思う。差別の解消や権利擁護の推進及び虐待の防止について、ご意見があったらお願いしたい。</p>
	<p>構成員、何かないか。</p>
<p>構成員</p>	<p>私は何度か重度の知的障害者の施設にボランティアに行ったことがあるが、そこに行った時に、直接どんなことをしているのかは見えなかったが、明らかに人を叩いたような音が聞こえたことがあった。それから1、2年後その施設が全国ニュースで出たが、待遇が悪いがためにその施設で働いている方々の専門性が低いのか、待遇が悪いがために専門性の高い人が集まらないということもあったのではないかと思う。虐待防止のためには専門性の高い人を雇えるだけの賃金というものがどうしても必要なのではないかと思う。</p>
<p>部会長</p>	<p>ご意見として承りたいと思う。 他にご意見等あるか。</p>
	<p>【10-(2)-2について】(12ページ)</p>
	<p>私からも一つ言わせていただきたい。障害者も高齢者も虐待に対しての早期対応というのは当然と思うが、そのあとのアフターフォローということまでやはり少し踏み込んで考えていく必要があると思う。例えば、虐待と認定された時のフォロー体制は当然ながらあるだろうが、虐待ではなかった場合、そういった事実が認められない時のフォロー体制というものがもしあれば教えていただきたいと思うがいかがか。</p>
<p>子ども総合センター次長</p>	<p>確かに虐待を行う家族の背景というものは様々な原因があり、そもそも家族が崩れている理由が色々ある。例えば虐待する側が精神的に参っているような状況、経済的に困窮しているとか、社会的に孤立しているとか様々な要因があるので、その点をしっかりアセスメントをしてどこに原因があるのかを掴むことが重要と考える。まずは虐待を止め、そのあとに二度と起こらないようにするために、アセスメントした結果でその課題をしっかりと掴んで対応を考えていくということに尽きると思う。また、その際には、他の色々な関係機関と十分に情報共有し、対応をしっかりとやっていきたい。</p>

部会長	虐待の背景にも色々な要因があるかと思うが、引き続きお願いしたい。他にご意見等あるか。
部会員	<p>【10－(2)－5について】(12ページ)</p> <p>これまでの相談対応が生活の困りごとを拾う発想だったから、差別や虐待や権利擁護に関する相談というのはキャッチする器を改めて作っていかねばいけないと総合的に思っている。ここでは、身体・知的障害者相談員の質の向上を図るとあるが、そういった相談への対応をするのは、身体・知的障害者相談員だけではないと思う。ただ、地域にいる身体・知的障害者相談員は本当に身近な存在であるはずなので、この相談員が権利擁護の相談にもしっかりと乗るということが表明されたのであればこれは評価できる取り組みだと思う。</p>
部会長	今のご意見に対して事務局から何かあるか。
発達障害担当課長	<p>権利擁護のための取り組みは、身体・知的障害者相談員だけで対応することではないというのはご指摘のとおりだと思う。やはり相談支援に携わる色々な従事者や、当事者と関わりを持つ色々な見守りの担い手の方も含めて、この権利擁護の視点というものは共有していく必要があると思っ</p> <p>ている。この内容については、今のご意見を踏まえてもう少し文章の工夫をする必要があるかと思う。一方で身体・知的障害者相談員には、ご意見のとおり、様々な相談に対応していく中で権利擁護の問題、色々な困りごとの問題、差別解消の問題に繋がるような相談を受ける場面もあると思う。相談員の資質の向上という視点の取り組みも行っていく必要があると思っ</p> <p>ているので、計画案の表現については工夫していきたいと思っており、また市の担当として両方の視点について受け止めていきたいと思っ</p> <p>ている。</p>
部会員	<p>障害者の虐待というのは相談があげにくく、通報がしにくい。一方で、児童虐待の通報については抵抗が少ないのではないかと思う。そこの違いは何だろうと思う。障害者の虐待は、明らかにそうであることが分からないと通報してはいけないような印象がある。</p>
部会長	確かにそういった印象があるように思う。この問題についても今後検討してもらおうということで、ご意見として受け止めたい。
構成員	<p>【10－(2)－6について】(13ページ)</p> <p>我々の周囲でヘルパーの利用等について苦情というか、悩み・不満等を個別にはよく聞く。計画案に、このような福祉サービス事業所の中に設けられた苦情解決システムや福岡県社会福祉協議会のシステム、北九州市のオンブズパーソンの活用等が掲げられているが、現状のこのシステムは私も知らなかったが、どのくらい活用されているのか。個別のことなので、苦情を言うとそのヘルパーを利用しづらくなるとか、人手が少ないから替わりのヘルパーがおらず、結局ヘルパー利用ができなくなる現状などがた</p>

<p>部会長</p>	<p>くさんある中で、この苦情の解決の方法と言うのはなかなか難しいのではないかと感じている。現状のこのシステムの中でどのように対応されているのか。</p> <p>多くの苦情解決のシステムがあるかと思うが、今の現状としてどうなっているのかと言うご質問でよろしいか。</p> <p>おそらくこれについては全部部署が違うのではないかと思うが、事務局から回答できる範囲でお願いしたい。</p>
<p>障害者支援課長</p>	<p>全てのことに答えできるか分からないが、できる範囲で説明させていただく。障害福祉サービス事業所の中で、例えば、虐待というところまではいかなくとも、それに近いような問題があるなど、色々な苦情については、施設・事業所の中で苦情処理委員会のようなものを作って対応しているところもあるし、市のオンブズパーソンを利用させていただくということもあると思うが、苦情の多くは私どもに連絡がきたり、差別のことであれば障害者差別解消相談コーナーに連絡が来ている。例えば、私どもの方にそういった情報をいただいたら、まず事業所に出向いて事情を聞いたり、もちろん匿名性を確保しながら、対応していかねばならない。ご本人の希望が、まだ様子を見たいと言うことであれば、様子を見ていながら、できる関わりをしていながら問題解決に努めているという現状である。</p>
<p>部会長</p>	<p>他に補足等あるか。</p> <p>ではご意見として承る。色々システムとしてあるが、構成員が言われるように知らなかったと言うこともあるので、もちろん今も稼働していると思うが、要するに使いやすく、もっと身近になるようによろしくお願ひしたいと思う。</p> <p>他にご意見等あるか。</p>
<p>構成員</p>	<p>【10－(3)－6について】(14ページ)</p> <p>市が認定する資格自体をよく知らないというのもあるが、「講習の実施等における必要な配慮の提供を推進します」というのは具体的にどんな配慮があるのか教えていただきたい。</p>
<p>企画調整係長</p>	<p>今現在、市が認定する資格は、確認できているのがまだ2、3個しかない。県や国の資格が殆んどで、市が独自に認定しているのは例えば上下水道局関係の認定資格や、食品衛生関係の認定資格がある。</p> <p>今現在、欠格条項などもなく、拒否している実態はないので、申し出を受けた場合には当然必要な配慮を行うという姿勢をここに挙げさせていただいているということをご理解いただければと思う。</p>
<p>部会長</p>	<p>【10－(2)－4について】(12ページ)</p> <p>私からも意見を言わせていただく。「成年後見センターみると」と連携を取りながら、もちろん「権利擁護・市民後見センターらいと」との連携</p>

	<p>もあるだろうが、障害者に代わって市長が申し立てをるところについて、より使いやすくなればよいと思う。生活保護受給者に対しての利用支援事業は増えてきており、今後も、利用できる方々がかなり出てくると思うので、必要な場合には利用できるようなシステムを引き続きお願いしたい。</p> <p>他にご意見等ないか。</p>
<p>部会員</p>	<p>【10－(3)－2について】(13ページ)</p> <p>行政関係者の職員研修について、障害及び障害のある人への理解促進を図る研修を実施するとともに、窓口等における障害のある人への配慮の徹底を是非お願いしたい。子どもはまずは何かあったら区役所の窓口相談に行くが、窓口の職員が2～3年で異動して、新任の職員が情報を知らないことが多々ある。先日も子どもの手続きで区役所に行った。1年に1回は手続きしているが何度行ってもよくわからず、窓口の職員に聞くが、その時に間違った情報を教えられた。子どもが入所しているグループホームの職員や相談支援事業所の職員にも電話をして聞いたが、それは結局は必要なかった。その後、区役所からお詫びの電話があったが、職員はプロなのだから、子ども利用者や家族を動揺させないようにしていただきたい。</p> <p>「発達障害者支援センターつばさ」のことはご存知かと思うが、あちらには教育関係者の先生方が1年ごとに研修に来られており、今は普通学級においても発達障害系の子どもが多いので、相談事の把握というものをそこで学ばれると思う。特に知的障害というのは目に見えず、分かりづらい。また二人として同じ障害がなく、実に様々である。A君に対する対応がB君に通用するかと言ったらそうではないので、行政も、福祉施設等において、そういう研修を受ける等の事業をやってもらいたい。私たちが相談に行っても保護者の思いが伝わっていないというギャップを感じる。八幡西区でも不幸な事件があった。親の困りごとを理解するのが行政の窓口の仕事ではないかと思うので、そういう研修等をお願いしたい。</p>
<p>部会長</p>	<p>切なるご希望として承っておきたいと思う。</p> <p>引き続き分野11で何かご意見等ないか。</p>
<p>部会員</p>	<p>【10－(3)－2について】(13ページ)</p> <p>何年か前の話であるが、北九州市の職員への研修として簡単な手話を教えていた。それをもう一度復活してもらいたい。簡単にできる窓口で使う手話を、行政で働いている方には是非覚えてもらいたい。</p>
<p>部会長</p>	<p>ご意見として承る。</p> <p>今の点については、分野11の広報・啓発のところにもかかってくるのではないかと思う。</p> <p>続いて分野11に移りたいと思う。広報・啓発の部分に関してご意見等あったらお聞きしたい。</p>
<p>構成員</p>	<p>10年位前の古い話であるが、八幡東区の大きめのショッピングセンタ</p>

<p>障害福祉企画課長</p>	<p>一で店長が部下と話をしていた時に、「知的障害の方は使えるけど、自閉症の方は使えない」ということを客の目の前で話していたことがあった。それはジョブコーチ等と現場との意思疎通がうまくいっていなかったのではないかと思う。かなり昔の話なので、今は変わっているとは思いますが、事業所のトップの人たちに対する啓発活動がどうなっているのか、すべての事業所に対してなされているとは思えないので、どのくらいされているのかを教えてください。</p>
<p>部会長</p>	<p>現在、障害者差別解消条例の準備をしており、パブリックコメントの最中である。来年4月の施行を目指して取り組みを進めている。その中でも、やはり今お話しがあったように、条例の対象である事業者の方たちに条例に対するご理解をいただくというのが非常に重要になってくると思う。今のお話では事業所のトップの方がご理解なかったということであると思うが、10年前となるとまだ権利条約が成立したくらいであるため、啓発としてはまだ始めたばかりの時期だと思う。現在、障害者差別解消相談コーナーでも色々な事例・相談を承っているが、相談コーナーのことをまだ知らない市民が多いということは実態調査で分かっていることである。ただ、事業者で法が施行されたことを知らないと言う方がいるとは聞いていないが、条例の内容については、具体的に何が差別に当たるのか、何が合理的配慮に当たるのかについてはまだ浸透していないと思う。条例制定に係る有識者会議の中でも附帯意見と言う形で、条例を施行したあとに事業者の方たちに十分な研修等を市として行って欲しいという意見をいただいたところである。事業者における現状はまだ把握できていないところはあるが、12月に市議会で条例施行を可決いただくようになっているので、来年4月の施行までの3ヶ月間を周知期間という事で力を入れていきたい。</p>
<p>部会長</p>	<p>他に広報・啓発についてご意見等ないか。</p>
<p>構成員、部会員</p>	<p>(特に意見等なし)</p>
<p>部会長</p>	<p>全体的なまとめではないが、全体を通して何かご意見等あったら今の段階でお聞きしたい。</p> <p>本日は大枠の方向性についての意見交換であり、一つ一つ個別に対してどうこうということも当然ながらあるかと思うが、その点を踏まえて今後の方向性を考えていくので、様々な意見交換ができてよかったと思う。また追加のご意見等があったら事務局に出していただきたい。今回の部会としてはここで締めさせていただきたい。</p>
<p>構成員、部会員</p>	<p>(了解)</p>

部会長	<p>障害の「害」の字のひらがな表記について</p> <p>続いて、次第にはないが追加の議題で、障害の「害」の字の表記について意見交換をさせていただきたい。 事務局から説明をお願いします。</p>
障害福祉企画課長	<p>事務局説明</p>
部会長	<p>今、事務局から説明があった内容等について、ご意見等ないか。</p>
構成員	<p>本市の対応の①のところに「漢字表記を支持するという障害当事者の声が多くあること」と書いてあるが、前回の会議では漢字表記を支持するではなく、呼ばれる時はどちらでもよいという声であったと思う。自分自身は確かにそういう風にかきたいということはあったとしても、呼ばれる側としてはどちらでもよいという考え方が殆んどであったと受け止めているが、ここに書かれているニュアンスは違うと思うがどうか。</p>
部会長	<p>市の対応として、色々な意見を総称してこういう形になったということではないかと私は思うが、事務局から何かないか。</p>
障害福祉企画課長	<p>確かに当事者のご意見では、ここに全ては書ききれなかったが、今、構成員が言われたように「全く意識していない」、「生まれながらに漢字で障害者と呼ばれているので、漢字表記でも全く気にしない」という、言い換えると漢字表記を積極的に支持するというわけではない方が確かにいらっしゃった。一方で、漢字表記を支持するご意見もあったため、当事者の皆さんの総意が「全くこだわりのない」ということではなく、総称してこういう表現にさせていただいたものであるので、ご理解いただきたい。</p>
部会長	<p>そういう意見があったと受け止めた上での表記であると思う。 他に何かこの件に関して、皆様の考え等ご意見があれば伺いたい。</p>
構成員	<p>これがよいというようなことは私が言うべきことではないと思うが、前回の会議の時も、広く市民に色々障害者の方のことを分かってもらえるような広報活動が大事ということをお話したつもりであり、ここでこういう障害者の「害」という字を変えるか変えないかというのは、今も正直どちらかよいか分からない。</p>
構成員	<p>このことについては、当事者の方やご家族の方に聞くと、制度や周りの人が変わらないのであればどちらでも同じだとよく言われる。文字で見れば「害」の字が気にならなくもないが、音で聞けばひらがなであろうが漢字であろうが同じであるという半ばあきらめている感じで言っているように感じる。そういうことから言うと、このひらがなにするかどうかという議論よりも、「障害」という言葉自体を何か別の言葉に置き換える方が傷つかない方も増えるのではないかと思った。また障害がない方に話を聞</p>

	<p>くと勘違いが意外と多い。それは「害」という字はひらがなにした方がいいという一般市民の意見の理由として割とあったのが「障害を持っている人が害を与える人ではない」というもので、そもそも障害を抱えているわけであり、それを「害を与える人」という風に捉えている一般市民が意外といるのだなと思った。しかし、本当はそういう意味ではなく（「障害」とは「個人的な原因や、社会的な環境により、心や身体上の機能が十分に働かず、活動に制限があること」とされている。）、「害」はひらがなの方がよいと言う人は、言っている人はとてもやさしい気持ちで言っていると思うが、障害のある人を「害を与える人」という捉え方をしていることにショックを受けたことがある。考え方の違いと思うが、こういうところがこれから啓発や理解を促していかなければいけないというところではないかと思ったことがある。</p>
<p>部会長</p>	<p>他にご意見等ないか。</p>
<p>部会員</p>	<p>私は自分の子どもに障害があると言いたくなくて、一時「ハンディがある」という風に言っていた時期がある。今はもう大人なのでそこまでこだわっても仕方がないと思うが、やはり「障害」という言葉に非常に抵抗がある。知的障害の場合は、昔は精神薄弱児という時代があった。子どもが幼稚園くらいの時にそういう言葉を知り、通園施設に行ったら、精神薄弱児通園施設という看板がありとてもショックを受けた記憶がある。</p>
<p>部会長</p>	<p>貴重なご意見をいただいた。色々なところでこの障害のことを北九州市は議論をする場をもたれている気がする。結論としてというより、色々な方々の意見を聞いていきながら、そしてうまく調整していくというこのプロセスが非常に重要なのではないかと感じた。漢字であれ、ひらがなであれ、障害という固有名詞であれ、それについて議論する場がこういったオフィシャルな場面でもあり、自由に意見を言い合えるということがやはり大切なことではないかと感じた。それからまた次の段階にいかなくてはならないのではないかと感じた。漢字表記について、まとめはないが、今日のところはここまででよろしいか。もし言い残したことがあればまたご発言いただきたい。</p>
<p>構成員、 部会員</p>	<p>(特に意見等なし)</p>
<p>部会長</p>	<p>時間となったので、本日の意見交換をこれで終了させていただきたいと思う。 本日いただいたご意見については、部会長と事務局において一任をさせていただきたいと思うので、ご了承いただきたい。</p>
<p>構成員、 部会員</p>	<p>(了解)</p>

部会長	それでは事務局にお返しする。
事務局	本日のご協力に感謝申し上げます。 以上で本日の会議を閉会する。